（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十三条　法第十一条第一項第一号の規定による届出については第四条第一項の規定を、法第十一条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十九条第一項」とあるのは「第十九条第四項」と、「同条第二項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫」とあるのは「同条第五項に規定する者にあつてはその者の当該事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第六項に規定する者にあつてはその者の当該国内管理人の事務所、事業場、店舗又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長、同条第七項に規定する者にあつてはその者の当該本店又は主たる事務所」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　法第十一条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間及び同条第三項の規定により検査記録の写しを保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十五条　（略）

2・3　（略）

4　前三項の規定は、法第十一条第三項に規定する写し及び法第十二条第三項に規定する写しについて準用する。この場合において、第一項中「前条第二項各号に掲げる事項を電磁的方法」とあるのは、「電磁的方法」と読み替えるものとする。

（国内管理人の基準）

第十五条の二　法第十一条第四項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　日本に住所を有すること。

二　届出事業者から、法の規定により主務大臣が行う処分の通知及び施行規則第二条の三の規定により主務大臣が行う通知を受領する権限を付与されていること。

三　特定製品に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者でないこと。

四　日本語による会話能力を有すること。

五　次に掲げる事項を記載した文書により国内管理人の業務に関する委託契約を締結していること。

イ　経済産業大臣との連絡体制に関する事項

ロ　届出事業者の輸入に係る特定製品の回収その他の危害の発生及び拡大を防止するための措置に関する事項

ハ　第二号に関する事項

ニ　法第十一条第三項前段及び第十二条第三項前段の規定による写しの提供並びに法第十一条第三項後段及び第十二条第三項後段の規定による写しの保存に関する事項

（基準適合義務に係る例外の届出等）

第十三条　法第十一条第一項第一号の届出については第四条第一項の規定を、法第十一条第一項第二号の承認の申請については第四条第二項及び第三項の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第十七条第一項」とあるのは「第十七条第三項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第四項」と読み替えるものとする。

（検査の方式等）

第十四条　（略）

2　（略）

3　法第十一条第二項の規定により検査記録を保存しなければならない期間は、検査の日から三年とする。

（電磁的方法による保存）

第十五条　（略）

2・3　（略）

（新設）

（新設）